

## 豊田市森づくり会議の設置及び運用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 豊田市森づくり条例（平成19年条例第1号。以下「条例」という。）第21条に規定する地域組織（以下「森づくり会議」という。）の設置及び運営に関しては、豊田市森づくり規則（平成19年規則1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱により実施するものとする。

### (方針)

第2条 森づくり会議は、新・豊田市100年の森づくり構想（以下「構想」という。）及び豊田市森づくり基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、森林整備を長期にわたり、計画的に森林所有者、豊田森林組合、市等が一体となって推進する組織として、地域において設置するものとする。

### (森づくり会議の設置及び解散)

第3条 森づくり会議を設置した場合は、規則に定めるところにより速やかに市長に届け出るものとする。

2 森づくり会議の区域の規模は、町単位を基本とし、地理的状況や所有形態を考慮し、設置するものとする。

3 森づくり会議の目的、役員及び議決事項等を定めた規約を作成するものとする。

4 森づくり会議に代表及び副代表各1名を置くものとする。これを補佐する目的で規約に従い、別に役員を置くことができる。

5 森づくり会議を解散したときは、森づくり会議解散報告書（様式第12号）により、市長に報告するものとする。

### (森づくり会議の業務)

第4条 森づくり会議は、地域の健全かつ円滑な森林整備及び管理を行うため、次に掲げる事項を協議し、構想及び基本計画に基づく事業の推進と地域の合意形成を図るものとする。

(1) 森づくり団地を設定すること。

(2) 森づくり団地の所有界又は施業界の確認に関すること。

(3) 構想に基づき木材生産林又は針広混交誘導林に区分すること。

(4) 路網の計画及び関係者との調整に関すること。

(5) 森林所有者への連絡調整

(6) 認定された森づくり団地内の間伐等に関すること。

(7) その他森づくり会議の運営に必要なこと。

2 所有界又は施業界の確認のため、豊田森林組合に杭の支給をさせることができる。

### (森づくり会議の変更)

第5条 森づくり会議の区域、代表・副代表又は構成員を変更しようとするときは、森づくり会議変更届（様式第1号(その1～3)）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項により提出された森づくり会議変更届を受理した時において、それを承認したものとみなす。

### (森づくり団地)

第6条 条例第21条第2項の規定による届出をした森づくり会議は、森づくり会議の区域の範囲において、森づくり団地を設定するものとする。

2 森づくり団地は、概ね5ヘクタールから50ヘクタール程度の面的なつながりのある人工林の区域を1団地として設定するものとし、森づくり会議のうちに複数の森づくり

団地が存在することを認める。

- 3 森づくり団地計画の樹立にあたっては、構想における森林区分及び施業方針を十分に理解し、県、市、豊田森林組合等の関係機関と調整を行うとともに、森林所有者、利害関係者等の合意形成を図るものとする。
- 4 森づくり団地は、団地代表者を中心に次に掲げる事項について調整する。
  - (1) 関係する森林所有者毎の所有界、又は施業界を明確にすること。
  - (2) 構想に基づき木材生産林又は針広混交誘導林に区分すること。
  - (3) 前号に基づき市、豊田森林組合と協議の上、森づくり団地計画を樹立すること。
  - (4) その他森林の整備に必要なこと。

(森づくり団地計画の認定)

- 第7条 森づくり会議は、前条の規定により樹立した森づくり団地計画毎に、森づくり団地計画認定申請書(様式第2号)1部を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項により申請された内容を確認し、適切と判断される場合は、森づくり団地計画認定書(様式第3号)を交付する。
  - 3 市長は、前項により森づくり団地計画認定書を交付した場合、森づくり団地計画認定書について(様式第4号)により、その旨を豊田森林組合に通知する。

(森づくり団地計画の変更)

- 第8条 森づくり団地計画に変更を必要とする場合は、事前に市と変更の内容を協議し、森づくり団地計画変更協議書(様式第5号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項により申請された内容を確認し、適切と判断される場合は、森づくり団地計画変更認定書(様式第6号)を交付する。
  - 3 市長は、前項により森づくり団地計画認定書を交付した場合、森づくり団地計画変更認定書について(様式第7号)により、その旨を豊田森林組合に通知する。

(森づくり会議の運営の支援)

- 第9条 市は、森づくり会議の運営及び森づくり団地計画の樹立に必要とする資料、提示可能な情報等を提供するとともに、職員の派遣等の支援を積極的に行うものとする。
- 2 市は、前項において必要がある場合には、県、豊田森林組合、関係者等に協力を要請するものとする。
  - 3 市は、別に定めるところにより、森づくり会議の運営に関して、その費用の一部を交付するものとする。

(森林整備の実施)

- 第10条 森づくり計画に基づく森林整備は、作業委託又は自力において実施するものとし、その早期事業実施を推進するものとする。
- 2 市は、森づくり計画に基づいて実施される森林整備について、優先的な事業採択に配慮するとともに、別に定めるところにより、間伐事業及び路網整備について、補助率の嵩上げ等の措置を講じるものとする。

(報告及び調査)

- 第11条 森づくり会議は、森づくり団地計画により間伐等の森林整備事業を実施した場合は、事業実施の翌年度4月10日までに森づくり計画事業実施報告書(様式第10号)を、市長に1部提出するものとする。なお、補助事業等によりほかに市に報告があるものについては、それに代えるものとする。
- 2 市は、必要に応じて森づくり会議に対して、事業の内容等について報告を求めること並びに森林の現況及び森林整備の状況等の調査を行うことができる。

第12条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和6年1月4日から施行する。